

IT豆知識

Windowsのサポート期間
とセキュリティ

1月30日に新世代OSであるWindows Vistaが発売されましたが、その数日前、マイクロソフトはホームユーザ（一般消費者）向けのWindows XP Home Editionのサポート期間を2014年4月まで延長すると発表しました。これにより、当初は2009年4月までだったサポート期間が延長されました。

この場合のマイクロソフトによる「サポート」とは、セキュリティを含めたさまざまな修正プログラムの提供のことです。修正プログラムは、現在でもWindows Updateを中心に毎月提供されています。今回はその提供期間が5年間延長されたということになります。ちなみに、ビジネスユーザ（企業）向けのWindows XP Professionalについては、当初からサポート期間が2014年4月までとされていました。

サポートが打ち切られてしまうと、修正プログラムが提供されなくなります。つまり、新たな問題が発見された場合でもそのまま放置されることになり、情報流出などさまざまな問題へと発展します。

旧世代OSであるWindows 98/98 SE/Meをお使いの方はまだたくさんいらっしゃると思いますが、これらのOSのサポートが昨年7月に終了していることをご存知でしょうか？Windows 98/98SE/Meをインターネットに接続しない環境で使用するのであればとくに問題はありませぬ。ですが、インターネットに接続して使用することは、セキュリティ上のリスクにつながりますのでご注意ください。

宮城県商工会連合会

嘱託専門指導員 志水 麻木

税のひとくち知識

確定申告が間違っていたとき

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告内容に間違いがあることに気付いたり、うっかりして確定申告書の提出を忘れていた方はいませんか。もう一度確認をしてください。

申告内容に間違いがあるときは、それを訂正する手続があります。また、確定申告をしなければならないのに申告書の提出を忘れていたときは、直ちに確定申告をしてください。

そこで、確定申告の内容に間違いがあったときの訂正の仕方などについて説明します。

【税額を多く申告したとき】

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。

この更正の請求をする場合は、税務署に用意してある「更正の請求書」に既に申告した金額と訂正すべき金額などを記入して、所轄の税務署長に提出してください。

更正の請求ができる期間は、原則として、法定申告期限から1年以内です。

更正の請求書が提出されると、税務署でその内容を検討し、その請求内容が正当と認められたときは、納め過ぎの税金は還付されます。

【税額を少なく申告していたとき】

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

この修正申告をする場合は、税務署に用意してある申告書B第一表と第五表（修正申告書・別表）（以下「修正申告書」といいます。）に、既に申告した金額と修正すべき金額などを記入して提出してください。

修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告されることをお勧めします。

なお、修正申告によって新たに納めることになった税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに納めてください。

なお、詳しいことは最寄の商工会にお尋ねください。

宮城県商工会連合会

嘱託専門指導員 星 武夫

商工会員・ご家族・従業員の福利厚生プランのための
生命傷害共済（傷害総合保険＋病氣入院見舞金制度）・所得補償共済（所得補償保険）
建設総合補償共済

商工会福祉共済制度

※お問い合わせはもよりの 商工会へ

あるいは直接取扱い代理店 有限会社 みやぎふるさとサービスへ

TEL 022-216-2358